

「平成 26 年度 第 1 回長野県いじめ問題対策連絡協議会」（発言要旨）

平成 26 年 5 月 23 日（金） 15:00～16:50

県庁 8 階 教育委員会室

1 開 会

進行及び開会のことば（清水心の支援室生徒指導係長）

2 伊藤学司長野県教育委員会教育長 挨拶

- ・ いじめ問題は、大変重要な問題。従前より本県では様々な関係機関・団体と教育委員会、また、学校が連携しての取組してきたところ。昨年、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、県もいじめ防止のため、関係機関の方にお集まりいただき、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定。この方針を踏まえ、各関係機関が連携調整しながら、今後も県を挙げていじめ防止対策に取り組んでいこうと確認。本日は、その方針に基づき立ち上がった連絡協議会の第 1 回である。
- ・ 本会議は、全県を挙げて各機関等における様々ないじめ防止の取組状況や、有する情報を共有し合い、積極的な意見交換で、この問題に取り組むために開催された。最初の会なので経緯等を含めた報告があるが、この会議が、本県の「いじめ防止のヘッドクォーター的な機関」となり、各現場での取組がより進むことを目指したい。限られた時間、今後のいじめ防止策が一層充実したものなるよう祈念し、あいさつとしたい。

3 自己紹介（各委員より、所属とお名前だけの紹介）

4 設置要綱と委員会計画の説明（永原心の支援室長）

- ・ 設置要綱における本協議会目的、職務、構成、会長、守秘義務、及び年間の計画を説明。

5 報告・質疑（司会は会長の伊藤教育長が務める）

(1) 本県におけるいじめの状況及び防止等の取組状況

（伊藤会長）

- ・ 本県におけるいじめの状況及び防止等の取組状況について、経過を含め、報告願います。

（永原室長）

- ・ 本県はいじめの状況を、問題行動調査結果より平成 24 年度までの状況で説明…24 年度の認知件数増加は、全国的ないじめに対する意識の高まりの中で見過ごさないというがあって報告された。小学校 1 年から高校 3 年までの様子では、小学校段階では、学年が上がるにつれて認知件数は増加し、中学 1 年の時に認知件数がピークを迎えるという傾向。
- ・ 平成 24 年度児童生徒の不登校の状況について…不登校のきっかけにも、いじめに関わる部分がある。
- ・ 知事と教育委員長の共同メッセージ「長野県のすべての子どもたちへ、いじめを見逃さない長野県をめざす共同メッセージ」、平成 24 年全県の小中高に対し、いじめ防止の実効的な取組の訪問調査を実施し「いじめ対応充実の手引き」を発行。
- ・ 「いじめ防止対策推進法」を受け、国及び県の「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定された。

（伊藤会長）

- ・ ここ 2 年間、基本方針策定に至るまでの本県はいじめの状況と国県それぞれの取組状況について、改めて説明させて頂いた。調査における認知件数とは、あくまでも認知できたもの。認知件数が多くなった＝いじめが多くなった、ではなく、より多くのいじめの実態を把握し認知ができたという側面もある。認知件数の多少だけで状況判断ができるわけではない、がいじめ対応の基本です。しかし、最低でも認知件数以上のいじめ実態があると関係者は重く受け止めるべき。

(2) 各市町村、各校におけるいじめ防止等の取組

(永原室長)

- ・ 5月1日現在のアンケート調査の暫定値として、各市町村における地方いじめ防止の基本方針の策定状況の説明、いじめ防止の連絡協議会、あるいは重大事態における再調査の組織の設置について、
- ・ 県内の小中高等学校における学校いじめ防止基本方針の策定状況、いじめの防止等の対策のための組織の設置状況についてである。
- ・ 各都道府県におけるいじめ防止対策推進法に基づく条例の制定状況…総合条例と附属機関設置条例の2つに大別。総合条例は、いじめの未然防止を含めた県や市町村、学校の取組を示す内容のものだが、北海道と千葉県がすでに策定済みである。附属機関設置条例を定めている府県もある

(伊藤会長)

- ・ 各学校では、かなり早い段階で方針策定、組織設置ということで、これまでもしっかりとした取り組みを2年間してきた素地の上でのことと思う。市町村についても、市町村の基本方針は、あくまでも努力義務規定であるが、策定済み、または策定予定がかなりあるという状況。委員の皆様、学校関係者、市町村教育委員会の立場から、今の状況について一言いただければ。

(近藤委員)

- ・ 本市のように学校数の多いところはいいが、一村一校の場合など、学校で必ず作るのも、それを優先し、自治体で特別作ることを急がず、学校のもを代用し、予定なしという回答も考えられる。再調査組織は、予算編成上、小さな市町村で常時設置するのは大変厳しい状況である。万が一の場合は、報告義務を考え、特別編成の組織となるだろう。市町村教委としては、この組織設置について県の配慮を希望したい。

(市川委員)

- ・ 基本方針の策定を通して、いじめの定義、予防、組織の意義など確認し、意見交換した。更に実情に合わせ具体的に方針の修正もしていく予定である。

(池上委員)

- ・ 校長会の会議でも話題になってきたので、策定や組織率が100%でなく残念だが、多くの学校で策定されている。各校での悩みを吸い上げ、県教委に要望できるようにしたい。よろしくお願いします。

(西澤委員)

- ・ 私学でも、多くの学校がいじめの基本方針を国や県の資料を一括してまとめ直して策定。校長室や職員室等の保存とともに、職員にポイント部分を配布して、意識の向上を図っている。いじめが起きた時には誰でも真剣だが、しばらく経つと忘れる。そこを啓発するのが、学校の大きな役目になる。

(伊藤会長)

- ・ 半数まではいかないが、18の所ではなんらかの条例等を設定しており、今回の調査から正直大分多いなという思いがする。

(田村委員)

- ・ 連絡協議会、再調査組織の設置について、市町村で「既存の組織で対応」とは、どのような組織で対応されるのか。

(伊藤会長)

- ・ 既存のところについて、小さい町村がどう対応しようとしているのか、個別に聞いてみたい。

(近藤委員)

- ・ 小さな町村では、教育委員会に教育長さんが1人、事務局1人というケースもある。ほとんどが各学校の中にいじめ対策係、不登校対策委員などそれぞれ校務分掌としての役割を持っているので、もしもの場合は、そこと連絡する。既存組織に村の組織が入って、学校と一体となることができる。県教委も、おそらく新規でなくとも既存のもので対応できると考えていると思う。

6 協議

(伊藤会長)

- ・本連絡会の趣旨を踏まえながら、各立場からのいじめ防止の取組に率直なご意見を頂戴したい。

(青木委員代理)

- ・弁護士会では、いじめ防止の取組は重要なものと考えている。子どもの権利委員会でも「いじめ防止のための弁護士の出張授業」を企画している。本年度から本県でも実施できるように準備している。受け入れの可能性について伺いたい。

(近藤委員)

- ・校長先生方は、いじめ当事者の子どもたちではなく、その保護者との対応に苦慮することが多いのではないかと。その保護者同士のトラブルも発展すると、「そんなこと言ってない」「担任がそう言わせた」と、問題の根源がいつの間にか学校にすり替わっていることがある。脅迫めいた言葉が飛び交うこともあり、法的にいかがかと疑問に思う。学校ももっと法的に詳しくなるべきだと思うが、弁護士会でいい対策をしてもらえないか。

(青木委員代理)

- ・学校、自治体が抱える問題に関する事例の意見交換会が年に数回行われており、弁護士が2名参加している。現在、弁護士会が主体的に取り組んでいるのは、「子どもたちの意識を変える」の視点で学校に向かっている授業である。加害者や被害者の考えや認識についての理解と、いじめが重大な人権侵害であることを、弁護士が伝えるという方向性での取組が始まっている。準備段階だが、学校の対応や法律についてフォローできるようになっていけばいいのではないかと。

(近藤委員)

- ・学校で人権教育を進めているが、学校の中だけの視点にならぬようにしたい、関係機関との連携の意味でも、新しい視点で見つめられるように専門家に入ってもらうといい。

(高島委員)

- ・医療機関の専門家と言っても、いじめ問題に関しては門外漢の人が多いもの。2、3お伺いしたい。いじめ問題は、起こる年齢の最低学年は何年生くらいなのか把握されているか。もう一つ、学校の先生方の心の問題が話題になった時、我々は蚊帳の外だった。いじめ問題の初期の子どもたちについて、相談先を勧めるとすれば、学校医なのか掛かりつけの医師なのか。3つ目、いじめる側が小さい頃虐待にあった例がどれくらいあるのか、教えてほしい。

(永原室長)

- ・まず、いじめという行為認知の最少年齢について。調査対象は小学1年からで、資料のように、小学1年段階でいじめがあると認識。調査していないが、幼稚園、保育園等でもそれに該当するものがあると予測する。
- ・子どもがいじめによる精神的な傷を負った時の相談ケースについて。いじめにも軽重があり、被害者側の性格やダメージも様々なので、スクールカウンセラー(SC)、精神的機関、心療内科等にケースも多様であると認識。
- ・三つ目の、虐待を受けた子どものいじめ加害をする割合。その視点での調査がないため具体的な数字はないが、いじめる側の子どもも様々な心的ストレスや抱えている状況もある。その中に幼少期の虐待によって受けた傷等も含まれていると認識。

(高島委員)

- ・SCの現在の配置状況や配置目標はどのようなになっているのか？

(永原室長)

- ・県任用のSCは約80名。そして、小中学校及び高等学校をすべてカバーしている。

(伊藤会長)

- ・各学校にSCは行くが、週に一日だけ、それも数時間だけ、月に一日だけ行くといった状況。県だけでなく市町村が独自に配置して場合もある。

(高島委員)

- ・私は、去年まで松本市の看護学校長だった。看護学生 40 人が入学しても、実習や患者さんとの関係でかなりストレスが掛かり、半分くらいしか卒業できない。そこで、学校に SC の派遣をお願いすると、非常に効果的であった。

(藤井委員)

- ・現場において、子どもたちが先生方には中々言えないことも外部の人ということで、SC には話しやすい雰囲気があり、早期発見、早期対応に役立っていると思う。私は総合病院に 40 年勤務していた。人は、最初から悩みを打ち明けられないもので、その前に、体にいろいろな不調が出ていて、それがサインになる。ただ、心のことと体のことを結びつけるためには地道な作業が要るので、学校の先生方と連携してやっていくことがとても大事。相談内容について、守秘と共有の悩みもあり、その点でも理解が必要。
- ・患者の相談内容は現在の問題なのだが、昔受けたいじめのことが必ず出てくる。いじめとは、その時に仲間から離れれば終わる問題ではなく、一生涯、心の中に残る問題であることを痛感しているので、ますます身体症状を見逃さないところから入って連携を深めていきたい。

(大井委員)

- ・長野県社会福祉士会は、会員数が 950 名ほど。年齢的には 20 代から 70 代までの幅広い年齢層の会員が各現場で業務に当たっている。社会福祉士は相談援助を主な仕事とし、職場は行政職、社会福祉施設、病院、社会福祉協議会、教育現場、または刑務所、また成年後見といった分野の広い職場である。いじめに係わる児童等のいる現場としては、児童相談所、児童養護施設や、スクールソーシャルワーカー(SSW)などがある。私自身は、児童虐待・DVに関する相談員を務めているが、いじめの問題は、大人の社会の問題が子どもたちのいじめに連鎖している現状がある。しかも、水面下にある現象が多くあると認識する。私たちは、いじめを起こさないために、家庭や学校と連携をとり、地域社会の方々とあたたかなつながりをつける。
- ・子どもたちが電話の向こうで、友だちとのけんかを語る。自分は仲良くしたいがどうしたらいいのかわからない、困っている友だちの助け方がわからない等、コミュニケーション力の不足を感じる。子どもたちへの、アドバイスやコミュニケーション力の底上げなど、社会福祉士も応援していきたい。

(夏目委員)

- ・精神保健福祉士協会は、精神科の医療機関や地域でのサポートシステムなどを主な職場にしている。医療機関では、出てきた問題に対してのアプローチが多い。学校との絡みでは、いじめよりも不登校という問題から入る。不登校問題でも、中にいじめ問題が入っている場合が結構ある。クラス内の対人関係の問題はやはり多い。
- ・子どもだけではなく、もうちょっと年齢が上がっている場合もあるが、発達障害系の問題に苦しむ方が多い。発達障害が疑われる方に対する他の子どもたちの対人関係がうまくいかないとか、それに關わる周りの大人、先生も保護者も含め関わり方がわからない、お互いに理解できない等の課題が残る。この問題は、年齢が上がるにつれ影響し、社会適応が難しく、作業所の中でも影響を及ぼすといった問題も実際のところ随分ある。
- ・若い人たちのコミュニケーション不足への対応として、コミュニケーションスキル、ソーシャルスキルトレーニング(SST)等について小学校から問い合わせがあり、学級での取り入れに関わったり、相談を受けたりした。コミュニケーションスキルを高める活動を進めることが必要と思う。
- ・今、世の中にうつ病の人も多い。昔は、投薬で一定期間経つと治る方がとても多いという印象があったが、最近は完治が難しい。病院とか地域のサポートシステムだけでなく、学校を含めた様々な職種との連携の中で、関わらなければならない問題が多くある。

(田村委員)

- ・今日は白書を二つお持ちした。一つは CAP 長野（子どもに対する暴力防止プログラム）の平成 26 年

度版「すべての子どもに安心を」で、そのプログラムを受けてどう変わったのか、昨年アンケート調査を行い、数値化したものです。もう一つは、20日に出たばかりの「2014長野のこども白書」です。子どもに関係する活動をしている担当者80名が執筆してくれた。CAPは子どもたちのプログラムだが、教職員や保護者向けのワークショップも行い、周りがきちんと対応できる体制も整備するプログラムである。これも、費用がかかるので、市町村やPTAが負担してくれている。

- ・白書の中にも記載があるが、いじめはやはり社会の縮図だと感じる。大人社会が変わらない限り、子ども社会でいじめ問題が消えることはない。ストレスフルな社会で、大人の受けたストレスが、一番弱い子どもに出てしまう。弱い子どもから、さらに弱い子どもへとストレスが連鎖する。それが、いじめの構造になっているので、大人がみんなで支え合い暮らす社会、それを目指して私たちは活動したい。

(近藤委員)

- ・支える社会として大人の考え方はどうなのだろうか。行政は、要望を受けていろいろな施設を作り、そこで子どもを教育します。結局は、子どもが管理されている。そのルールの上に乗っている間はいけれど、そこから出た時自分自身で切り開いていく力がつくのか、私たちは大変矛盾を感じる。
- ・児童館などもその一つ。以前、市内に引っ越してきた方から、「雪がこんなに降って泥んこなのに、子どもをどうやって遊ばせるのだ？」と苦情をいただいた。雪の降る地域だからこそ、外で遊べる方がいいのでは？という思いをもちながら、一生懸命にお金をかけて児童館を作る。子どもの喧嘩が始まるとすぐストップさせてしまう。その子はいつも誰かに助けてもらうことを勉強し、大人になっていってしまう。そのバランス感覚を、学校教育で幼小中高とどのように積み上げていくべきか、と考えると難しい。

(市川委員)

- ・先生方のお話をお聞きし、子どもたちにそういう力を付けていくことは、やはり大事。それと、いじめの予防、防止ということで、いろいろな相談の体制、たくさんの方のお力があることを感じ、それをどのように学校の中で生かすべきか。また、教員として、声掛けの仕方なども、もう一度考え直していかなければとも思う。

(池上委員)

- ・地域や大人社会の問題と子ども社会の関連について言われたが、県教委で信州型コミュニティスクールを推進してくれている。両小野小中もやっているが、その中味がとても大事。コミュニティスクールの組織の中に、いじめ対応ができるような委員・仕事を是非入れて欲しいと願っている。学校だけではなく、地域とともに進める学校づくりをさらにお願したい。

(西澤委員)

- ・生徒たちと保護者を見ていて気になる部分がある。まず、子どもたちは「何でも言える関係になろうね、そういう友だちになろうね」と言うが、実はこれが危険。強い子は何でも言える、その友だちの弱い子は何も言えない。そこに、いじめとは言わぬまでも、ストレスの関係ができてしまい人間関係を崩すことがある。そのことを教師が認識していないといけないと思う。
- ・もう一点は、保護者の方がカウンセラーや心療内科に相談することにかかなりの抵抗感を示す。その言葉を出した途端に「うちは結構です」と拒否されてしまう。本校では、養護教諭が校医につなげ、校医から心療内科やカウンセラーを紹介していただく。学校が機関と連携していく姿勢が大切だと感じる。藤井委員の意見のように、身体症状を訴える子どもについて「心の裏側を聞き出してください」と、養護教諭が教員に向けて話している。

(伊藤会長)

- ・行政関係の方もご出席いただいております、人権との関係も含め、法務局よりご発言をお願いしたい。

(深谷委員)

- ・法務局は、人権の尊重を実現する社会に寄与するための活動を行っており、非常に間口の広い活動を

実施している。活動の内容は三本立て。一番目は、人権に関わる啓発活動。二番目に、人権相談。三番目は人権侵犯事件としての調査・救済活動。

- 子どもの人権の関係で、「SOS ミニレター」という全国的な取組があり、秋に全小中学校を対象に実施している。いじめが起きた場合、学校の先生は校内で処理したいとする気持ちはよくわかるが、児童・生徒にすれば、学校に言えば大ごとになる。まして、親に言えば心配させてしまうと相談に迷う。そこで相談相手の顔はわからないものの、「相談場所として法務局というところがあって、ちゃんとしたところのようだ」と、児童・生徒からたくさんの「SOS ミニレター」が法務局に送付される。いじめの問題がほとんどである。県内の人権擁護委員 392 人で、寄り添うような形で返事を書いている。何回も手紙でキャッチボールをする間に、「核心」が現れてくる。その「核心」に、寄り添うような形で解決策を提示すると、児童・生徒から「何となく学校に行けるような気がしてきました」や「学校に行けました」と。実は、学校が知らないところで、そういうことが行われているということに、ご理解をいただくとありがたい。
- もちろん、児童・生徒の生命に関わる内容であれば、緊急な対応をする必要があることから、学校に急行して、校長先生等にその内容を伝達することとしており、その際には、学校から感謝されている。今年も秋に「SOS ミニレター」をお配りするので、是非とも、担当の先生がその趣旨を説明しながら、生徒さんに渡してほしい。

(伊藤会長)

- ありがとうございます。それぞれの機関での取組を、どのように有機的につなぎ、ひとつの活動にしていけるかが重要だと感じたところ。全体につきまして何かご意見ございますか。

(市川委員)

- 資料の中で条例の説明があった。長野県では3月に基本方針が策定され、それぞれ動き出しているが、もし県民の皆さんに届くとか、長い目で見るといじめの防止につながるということであれば、「条例」というものが有効であるかどうかを含めて、研究することもどうかと思う。

(伊藤会長)

- いろいろ勉強をしないといけない課題と思う。他に何かございますか。

(竹内委員)

- 身体的な虐待を受けた子どもが暴力による解決方法を学習したり、不適切な養育環境からくるストレスなどにより「いじめる側」に回る可能性はあるかもしれないが、ネグレクトなど不適切な養育環境の中で、同じ服を1週間も着ていたり、髪の毛がベツタリしていたり衛生面の配慮がないために「いじめられる側」になってしまう可能性もあるので、虐待問題と言っても幅広く、そこからくるいじめ問題は総合的に考えることが大切だろうと思う。
- 学校の集団の中では、いじめを目撃している子どもも「心の傷」を受けているのでケアしていくことも大切である。また、いじめる側だけをどうかするというのではなく、学校内の集団として適切な対人関係の取り方を学んでいくことも大切ではないか。例をあげれば、児童養護施設や児童自立支援施設では、セカンドステップやソーシャルスキルトレーニングと言われる子どもたちが暴力によらずに対人関係の物事を解決していく集団的な心理教育プログラムが取り入れられている。インストラクターも県内に養成されている。
- なお、虐待についてはとても児童相談所だけで取り組める問題ではなく、市町村を中心に要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)でも連携して見守り対応をすることになっている。いじめ問題についても、学校内だけではない取り組みが必要と思う。

(伊藤会長)

- 貴重なご意見をありがとうございました。関係行政機関の方々にも、一言ずつご意見をいただきたいのに恐縮ですが、また次の機会に取り組みについてご発言をいただきたい。本県のいじめ防止等の取組、あり方についての第一回の協議会は終了します。